

デジタルライフハック 講座受講生募集



商業振興労政課

☎229-3114 ☎229-3335

対面で深める、実践型のデジタルスキルで日々をスマートに。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

※最少催行人数5人

時 10月2日～来年3月5日の金曜日19時～20時30分(全10回)

所 サン・ワーク津

対 市内に在住・在勤の39歳までの勤労者

締 9月27日(日)

小中学生による人権に関するポスター展



久居総合支所生活課

☎255-8841 ☎256-7666

久居地域の小学5年生～中学生が描いた人権に関するポスター展を開催します。

時 9月16日(水)～30日(水)9時～18時 ※土・日曜日、祝・休日は17時まで、16日は15時から、30日は12時まで、火曜日休館

所 久居ふるさと文学館2階展示ギャラリー



人権標語を募集



人権課

☎229-3165 ☎229-3366

優秀作品(3作品)は人権講演会で表彰します。

申 はがきまたはファクス、Eメールで件名に「人権標語」と明記し、住所、氏名、電話番号、人権標語を人権課(〒514-8611 住所不要、☎229-3165@city.tsu.lg.jp)へ

※1人3作品まで

締 9月30日(水)必着

歴史散歩

236

西来寺の『禁中懺法講記』



津センターパレスから海に向かってフェニックス通りを進むと、天台真盛宗の別格本山である西来寺があります。真阿上人が京都大原にあった普賢院の住職を務めていた文化12(1815)年に、宮中で行われた懺法講という法会の様子を、文章と挿絵によって詳細に書き記したものです。当時、真阿上人はまだ30歳という若さで、推敲を繰り返して、文政8(1825)年にこの記録を完成させ、文政10年に住職に就任しています。

西来寺には、現在修理が行われている重要文化財の聖徳太子勝鬘経講讃図をはじめ、多数の文化財が伝えられています。これらの文化財のうち、市指定文化財の『禁中懺法講記』は、第31代住職である真阿上人(宗淵)ゆかりの文化財です。これは、

真阿上人が京都大原にあった普賢院の住職を務めていた文化12(1815)年に、宮中で行われた懺法講という法会の様子を、文章と挿絵によって詳細に書き記したものです。当時、真阿上人はまだ30歳という若さで、推敲を繰り返して、文政8(1825)年にこの記録を完成させ、文政10年に住職に就任しています。

この『禁中懺法講記』は、石水博物館で開催される特別展で公開されます。この機会に会場でご覧ください。

石水博物館特別展

公開期間 9月5日(土)～11月8日(日) ※月曜日(祝日の場合は翌平日)を除く

費用 一般500円(中学生以下は無料)

生涯学習課

☎229-13251

☎229-13257

<広告>

伝えます。相続の知恵、遺言状。

創立52年

相続・交通事故・離婚・借金・労働は

初回相談30分無料

三重弁護士会所属 弁護士

石坂俊雄 村田正人 福井正明

伊藤誠基 森一恵

三重合同法律事務所 ☎059-226-0451

〒514-0033 津市丸之内33-26(津地方裁判所前) ホームページは、「三重合同法律事務所」で検索。

市税収入の一部に寄与することを目的に、広告を掲載しています。なお、掲載している広告内容については津市が保証しているものではありません。